

別紙

羽島市景観条例案・景観計画案に寄せられた意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
1	<p>■意見 豊臣秀吉の一夜堀 跡地の整備 ペイントをして、規模などを把握 してもらおう。 サイクリングロードとしての活 用。</p> <p>■理由 岐阜の織田信長と共に日本人なら 誰もが知っている三英傑の一人であ る豊臣秀吉。 竹鼻城の水攻めとして築かれた訳 ですが、備中高松城・尾張竹ヶ鼻城・ 紀州太田城・武蔵忍城の中でも存在 が薄い...。 もう少しアピールできて良いと 思うのです。 道路に転換された所も多いと思 うので、ペイントして分かりやすくす るのも良いと思います。 幅や高さを示すものがあると、よ り規模が分かりやすいでしょう。</p>	<p>ご提案については、今後、景観 まちづくりに関する取り組みの 参考とさせていただきます。 当初は、景観に対する意識の醸 成を目的として、市全域の景観 に対する方針を定めてまいりま す。 今後、景観に対しての意識が盛 り上がり、景観協議会、景観整備 機構等が設置された場合には、個 別の景観について方針を定めて まいりたいと考えております。</p>
2	<p>■意見 美濃路の消滅部分の復活 ペイントをして、経路を分かりや くする。</p> <p>■理由 道路の復活になるので、土地の購 入が必要となってしまいますが、美 濃路本来の形が明確になり、美濃路 を通った人達と同じ風景を感じて もらう。幕府に献上した像も通った道 ですからね。</p>	<p>ご提案については、今後、景観 まちづくりに関する取り組みの 参考とさせていただきます。 No. 1 でいただきましたご意 見と同様に、今後、景観対して の意識が盛り上がり、景観協議 会、景観整備機構等が設置され た場合には、個別の景観について 方針を定めてまいりたいと考 えております。</p>
3	<p>■項目及びページ 羽島市景観計画案 32ページ 景観を阻害している 要素について</p> <p>■意見 雑草が繁茂している道路は、景観 を著しく阻害している。 景観を阻害している要素として</p>	<p>ご指摘のとおり、平成27年度 に実施したアンケート調査にお いて、景観を阻害している要素と して「手入れが行き届かず荒れた 農地や空き地」「管理されていな い空き家や空き店舗」などの意見 を多くいただきました。 市としましても、良好な景観を</p>

	<p>6. 手入れが行き届かず荒れた農地や空き地が挙げられるが、雑草に関する具体的対策は計画案に含まれていない。</p> <p>草刈りの徹底や雑草が生えにくい環境づくりを計画案に盛り込んでいただきたい。</p> <p>■理由</p> <p>他の自治体を訪れた際に雑草が繁茂していると、道路管理者がしっかり管理していないように感じる。</p> <p>そうした道路には必ずと言っていいほど、ごみのポイ捨てがあり、見た目が悪いだけでなく、不衛生である。景観計画・景観条例の策定にあたり、草の管理を徹底していただきたい。</p>	<p>形成していくうえで、草刈りの徹底や雑草が生えにくい環境づくりは必要なことと考えております。</p> <p>「手入れが行き届かず荒れた農地や空き地」に対しては、現在既に「羽島市美しいまちづくり条例(平成12年3月28日条例第16条)」で運用されていることから、71ページの他法令との連携に追加して記載してまいります。</p>
4	<p>■項目及びページ</p> <p>羽島市景観計画案 55ページ 色彩について</p> <p>■意見</p> <p>景観形成基準における色彩の範囲については、色の三属性(色相、明度、彩度)を用いて判断します。とあるが、色相、明度、彩度の基準はどのように設定するのか?</p> <p>「暗すぎる」「明るすぎる」「派手すぎる」「鮮やか過ぎる」といった表現は曖昧なものであるため、数値で表すことのできる明確な基準を設ける必要があると考える。</p> <p>■理由</p> <p>景観形成基準を設けるのであれば、数値化された基準を設定していただきたい。</p>	<p>観光地などにおいては、色彩(マンセル値)の規制を設けている自治体もあります。</p> <p>羽島市景観計画案の景観形成基準は、極端に景観を害する建物の建築を防止することを目的としております。色彩については、個人の主観もあることから、羽島市においては、厳格に規制するのではなく、周辺環境と調和した落ち着いた色彩となるように配慮をお願いする内容とすることから、明確な基準を設けない方針でいます。</p>
5	<p>■項目及びページ</p> <p>羽島市景観計画案 56ページ (3) 開発行為等による土地の区画形質の変更について</p> <p>■意見</p> <p>「周囲と極端な高低差を生じるような盛土や切土は避けるよう配慮する」とあるが、羽島市には、高低差を生み出すことで木曾・長良の水に</p>	<p>「景観」と「安全」については、当然「安全」が優先されるべきと考えます。</p> <p>従いまして、「周辺と極端な高低差を生じるような盛土や切土」については、景観に対して配慮をお願いすることになりますが、景観計画において、多少の盛土を規制することはありません。</p>

	<p>よる試練に耐えて、豊かな土地とすばらしい文化をつくりあげてきた歴史がある。</p> <p>周辺との高低差については、防災上必要と認められる措置の例外規定を設けるべきと考える。</p> <p>■理由 「景観」と「安全」はどちらが優先されるのか？ 「景観」を守ることも大切だが、「安全」が損なわれることのない計画案・条例案とする必要がある。</p>	
6	<p>■項目及びページ 羽島市景観計画案 60ページ 3. 行為の届出に係る手続 について</p> <p>■意見 平成32年度中の建設が進められる市役所新庁舎や福寿町平方地区に建設予定の次期ごみ処理施設は、景観計画および景観条例の適用対象か？ 仮に対象となる場合、行為の届出が必要となるが、「景観法第18条第1項の規定により、市が届出書を受理した日から30日間は、当該行為に着手できない（90日間まで延長することがあります）」とあるように、事業の進捗に大きな影響を与えることになるのではないか？ 特に、市役所新庁舎については、基本設計策定後に、景観計画・景観条例が施行し、その後に実施計画が策定される見込みだが、その際、建物の形態や色彩、素材等について、大幅な設計変更が求められる心配はないか？</p> <p>■理由 現在、進められている事業への影響が心配されるため。</p>	<p>景観形成基準は、市役所新庁舎や次期ごみ処理施設などにおいても、その趣旨を汲んで、すべての行為において、景観に配慮することになります。</p> <p>特に、市役所新庁舎の建設については、期限も限られている中で、大幅な設計変更がないように、事前相談及び事前協議の時間を十分に確保してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、国の機関又は地方公共団体の行為については、届出をすることを要しないが、あらかじめ景観行政団体の長にその旨を通知することとなります。</p>
7	<p>■項目及びページ 羽島市景観計画案 64ページ (1) 景観重要道路 について</p>	<p>市内全地域の電線類の地中化については、膨大な金額と時間が必要となり、現在方向性も決まっていないことから、景観計画にお</p>

<p>■意見 「歴史的・文化的風致の保全・活用を目的とする景観重要道路については、電線共同溝整備道路に指定するなど、歴史的な街なみに配慮した電柱地中化に取り組みます」とあるが、電柱や電線は景観を阻害している要素であるため、歴史的な街並みのある区域に関わらず、市内いずれの地域においても電線類地中化が図られる計画となることが望ましい。</p> <p>■理由 道路や団地等を新たに整備・開発するようなことがあった場合に、市内いずれの地域においても電線類地中化が図られるような計画案としておいた方が良く考える。</p>	<p>いて、位置づけることは想定していません。</p> <p>また具体的な路線については、景観重要公共施設（景観重要道路）への指定に合わせて今後検討を進めていくこととなります。</p>
--	--